

公益社団法人高知県森と緑の会
こうち山の日推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人高知県森と緑の会こうち山の日推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び対象事業)

第2条 補助金は、「豊かな森林の恵みに感謝し、森林や山を守ることの重要性に対する理解と関心を深め、県民一人ひとりが森林を守る活動に参加し、また自ら行動することによって山を守り育て次代へと引き継いでいく」とした、「こうち山の日」(11月11日)の制定趣旨に沿った普及啓発に資する取組を総合的に支援することを目的として実施する次の各号に掲げる事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 普及啓発活動支援事業
- (2) 植樹活動支援事業
- (3) 「緑の少年団」活動支援事業

(事業実施主体)

第3条 前条に規定する補助事業を行う者は、別表第1に定めるとおりとする。

(事業内容、補助率等)

第4条 補助事業に係る事業内容、補助率等は、別表第2に定めるとおりとする。

(補助対象経費)

第5条 補助事業に係る補助対象経費は、別表第3に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 事業実施主体は、別記第1号様式による補助金交付申請書を公益社団法人高知県森と緑の会理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

2 前項の規定により補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付目的を達成するため、事業実施主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに理事長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類とともに補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。
 - (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。
 - (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (7) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
 - (8) 第2条第1号に掲げる事業については実施年度の1月31日までに、第2条第3号に掲げる事業については実施年度の2月末日までに実施した事業を対象とする。
- 2 理事長は、事業実施主体が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件若しくは規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

(補助事業の決定)

第8条 理事長は、第6条の申請に基づき補助金交付の可否を決定し、事業実施主体に対し通知するものとする。

(補助事業の変更)

第9条 事業実施主体は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更について理事長の承認を受けようとする場合は、別記第2号様式による補助金変更申請書を理事長に提出しなければならない。

- 2 補助金の変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 補助事業の追加、中止又は廃止
 - (2) 補助対象経費総額の30パーセントを超える減額
 - (3) 補助金額の増額

(実績報告)

第10条 事業実施主体は、補助事業が完了した日から30日以内又は事業完了の年度の3月15日のいずれか早い日までに、別記第3号様式による補助金実績報告書を理事長に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、別記第4号様式による補助金請求書を理事長に提出しなければならない。
- 3 事業実施主体は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助金実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 事業実施主体は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項

の補助金実績報告書を提出した後、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その減じた額を上回る部分の金額）を別記第5号様式により速やかに理事長に報告するとともに、当該金額を理事長に返還しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 理事長は、前条の実績報告等が適当と認められるときは、補助金の額を確定し補助金を交付する。

（概算払）

第12条 理事長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業実施主体に対し補助金の7割以内の額を概算払により支払うことができる。

2 事業実施主体は、前項の規定に基づき概算払により補助金の交付を請求するときは、別記第6号様式による請求書を理事長に提出しなければならない。

（検査等）

第13条 理事長が必要であると認める場合は、事業実施主体に対して補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

（グリーン購入）

第14条 事業実施主体は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の公開）

第15条 補助事業又は事業実施主体に関して、「公益社団法人高知県森と緑の会情報公開要綱」に基づく開示請求があった場合は、同要綱第3の3の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（個人情報の適正な管理）

第16条 事業実施主体は、補助事業を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき定められた「高知県個人情報取扱事務委託基準」に準じて実施するものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則1 この要綱は、平成19年4月16日から施行する。

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第10条第4項及び第15条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

- 附則 この要綱は、平成 20 年 4 月 22 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 21 年 4 月 17 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 22 年 4 月 26 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 23 年 4 月 19 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 24 年 4 月 13 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 25 年 4 月 12 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 26 年 4 月 17 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 27 年 4 月 13 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 28 年 4 月 26 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 29 年 4 月 13 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 30 年 5 月 7 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 31 年 4 月 16 日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和 7 年 5 月 28 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業名	事業実施主体
（1）普及啓発活動支援事業	市町村、教育委員会、一部事務組合（以下「市町村等」という。） 又は県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体
（2）植樹活動支援事業	市町村等、県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体
（3）「緑の少年団」活動支援事業	高知県緑の少年団連合会に加入する緑の少年団

（注1）「緑の少年団」とは、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体のことを差す。

別表第2（第4条関係）

事業名	事業内容	補助率等	備考
（1）普及啓発活動支援事業	「こうち山の日」の制定趣旨に沿った県民参加型※による普及啓発に資する活動 ア 森づくり (間伐、環境整備、植栽、竹林整備) イ 木使い (木工、木材普及) ウ 森林体験と学習 (森林体験、森林環境学習)	(1)補助率 定額（事業実施主体が市町村等の場合は、事業実施に要する経費の2分の1以内） (2)補助限度額 25万円以内	※県民の参加を募って実施するもの。
（2）植樹活動支援事業	県民参加型※ ¹ による植栽前の地拵え及び植栽後の下刈り※ ² を伴う植樹活動	(1)補助率 定額（事業実施主体が市町村等の場合は、事業実施に要する経費の2分の1以内） (2)補助限度額 50万円以内	※1 県民の参加を募って実施するもの。 ※2 下草刈りの補助対象期間は原則、5年生までとし、別記第1号様式別紙1の2又は第2号様式の別紙1の2に地拵え、植栽及び下刈りに係る5年間の全体計画を記載すること。
（3）「緑の少年団」活動支援事業	「緑の少年団」活動(森林環境学習の実施、植樹や緑化活動、森林保全活動、地域の美化活動、全国緑の少年団活動発表会への参加等)	(1)補助率 定額（事業実施主体が市町村等の場合は、事業実施に要する経費の2分の1以内） (2)補助限度額 20万円以内	

（注1）国又は県の他の事業（補助事業、委託事業等）、「緑の募金」を活用して助成する事業等に採択又は採択予定の事業は、対象外とする。

（注2）当該補助事業の総事業費から補助金額を控除した費用の財源に森林環境譲与税を充てた場合は補助対象外とする。

別表第3（第5条関係）

補助対象経費	摘要	備考
賃金	作業補助者への賃金（当日の指導、前日までのイベントの準備、会場整備 等）	<p>(注1) 金額は、事業を行うのに必要な最小限度の額とする（1人1日当たり9,000円以内とする。）</p> <p>(注2) (1) 普及啓発活動支援事業及び(3)「緑の少年団」活動支援事業においては、賃金が補助金実績額に占める割合を20%以内とする。なお、(2) 植樹活動支援事業においては、割合の制限を設けない。</p>
報償費	外部講師等への謝金	<p>(注1) 外部講師は県内在住講師とする。</p> <p>(注2) 金額は、1人1日当たり9,000円以内とする。ただし、特段の理由がある場合は1人1日当たり3万円以内とし、社会通念上、妥当な額とする。</p> <p>(注3) 事業を実施する団体の職員（会員及び役員を含む）等への講師謝金は補助対象外とする。</p>
旅費	外部講師又はスタッフ（応援団体等を含む）への旅費とし、有料道路の通行料金を含む。	<p>(注1) 事業の当日及び準備に要する費用を対象とし、費用は実費とする。</p> <p>(注2) 自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき29円とする。</p>
需用費	(1) 消耗品 事業実施に必要な物品、事務用品等の購入費（クラフト体験の材料費、チェーンソーや刈払機の替刃、救急セット等）	(注1) 参加者への土産物（木工クラフト等材料費が少額なものを除く）や実施団体の資産になり得る物品等（チッパー、木材搬出機、チェーンソー、刈払機等）は補助対象外とする。ただし、(3)「緑の少年団」活動支援事業については、植樹や緑化活動に用いるプランターやスコップ等の物品は補助対象とする。
	(2) 燃料 ガソリン、軽油代（チェーンソーや刈払機等の燃料費）	(注2) 広報に要する費用はイベントの規模に応じて過大にならないこと。
	(3) 印刷製本 チラシ・資料印刷代、コピー代、写真現像代等	

	(4) 資材 苗木代、支柱代等	
役務費	活動に係る傷害保険料、資料の郵送に係る通信運搬費（切手・ハガキ代等）、振込手数料等	(注)県外への発送に係る郵送料等は補助対象外とする。
委託料	木材の加工、印刷物のデザイン、軽土木工事費等	(注)活動内容の主たる部分を委託する場合は補助対象外とする。
使用料及び賃借料	車両、会場、機材等の使用料及び賃借料	(注1)実施団体の代表者への賃借料は補助対象外とする。 (注2)料金が定まっていないものについては、社会通念上、妥当な額とする。

その他補助対象外となる経費

- 1 飲食に係る経費（食糧費及び賄材料費）
- 2 事務所賃借料、光熱水費等経常的運営に要する経費
- 3 事業発表、意見交換会に参加する際に要する経費
- 4 交付決定日より前に発生する経費
- 5 その他不適当と認められる経費

別表第4（第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。